

## 新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">福岡県バス対策協議会規約</p> <p>第 1 条～第 9 条（略）</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 2 6 年 6 月 2 5 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 3 0 年 6 月 2 7 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和 6 年 6 月 2 5 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <p>規約第 2 条の委員及び臨時委員</p> <p>1 委員</p> <p>九州運輸局福岡運輸支局長 福岡県企画・地域振興部交通政策課長 福岡県市長会事務局長 福岡県町村会事務局長 一般社団法人福岡県バス協会会長</p> <p><u>公益社団法人福岡県老人クラブ連合会事務局長</u></p>	<p style="text-align: center;">福岡県バス対策協議会規約</p> <p>第 1 条～第 9 条（略）</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 2 年 5 月 1 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 5 年 6 月 1 7 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 7 年 6 月 2 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 1 9 年 8 月 2 2 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 2 0 年 8 月 2 2 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 2 6 年 6 月 2 5 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成 3 0 年 6 月 2 7 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和 6 年 6 月 2 5 日から施行する。</p> <p>別表</p> <p>規約第 2 条の委員及び臨時委員</p> <p>1 委員</p> <p>九州運輸局福岡運輸支局長 福岡県企画・地域振興部交通政策課長 福岡県市長会事務局長 福岡県町村会事務局長 一般社団法人福岡県バス協会会長</p>

福岡県公立高等学校PTA連合会事務局長

- 2 臨時委員
- 関係市町村の職員
- 関係バス事業者の代表者

- 2 臨時委員
- 関係市町村の職員
- 関係バス事業者の代表者